

「暮らし」の再建

I 生活・雇用

■ 基本的考え方

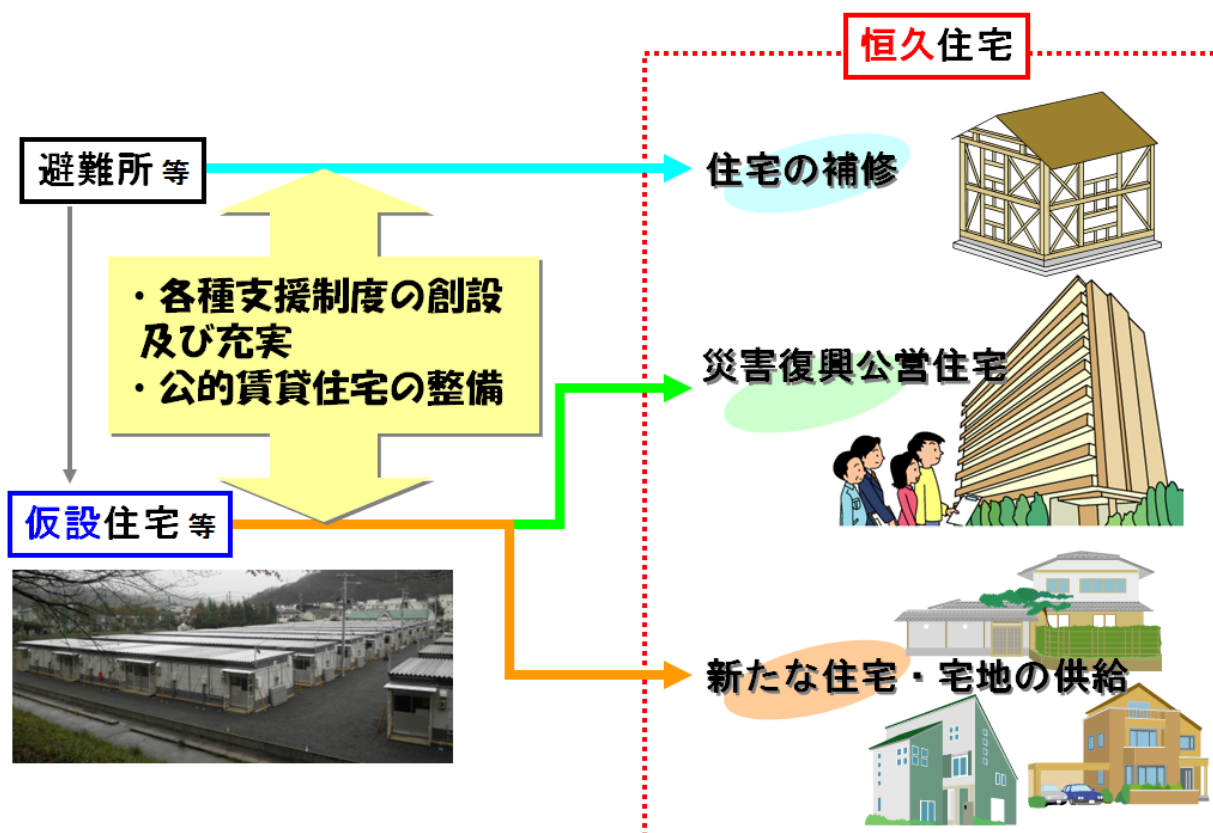
被災者が一日でも早く安定した生活に戻れるよう、まちづくりと一体となった安全で良質な住宅及び宅地の供給を進めるとともに、住宅再建・確保に際しての様々なニーズに対応する各種支援制度及び相談窓口を設置する。また、被災により雇用情勢が深刻化しているため、緊急的に雇用の維持・創出を図るほか、内陸地域と沿岸地域との連携の下に地域の産業振興を図り、女性・高齢者・障がい者・若者を含め安定的な雇用の場を創出する。

取組項目① 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

概要

被災者の生活の安定や住宅再建に向けた資金面等での支援、住まいや生活全般に関わる相談に応じられる体制の整備、被災者が安全に安心して暮らせる住宅や宅地を供給するなど生活再建を促進

◆ 被災者の住宅再建に向けた資金面等での支援



➤ 緊急的な取組

- ・ 被災者の生活再建に向けた状況を把握するため、被災者カルテの整備を支援
- ・ 住宅ローンの二重債務の解消に向けた支援
- ・ 義援金、被災者生活再建支援金等による生活支援
- ・ 被災者の避難所生活を早期に解消するため、応急仮設住宅の建設や公営住宅等の空き住戸の有効活用を進めるとともに、公営住宅等に居住する被災者に対する家賃負担を軽減
- ・ 生活再建に向けた被災住宅の新築や修繕等に対する支援
- ・ 避難施設や応急仮設住宅と学校・病院等を結ぶバス路線の運行支援
- ・ 被災者の生活の安定に向けて、住まいや生活全般に関する様々な相談に対応できる体制を整備

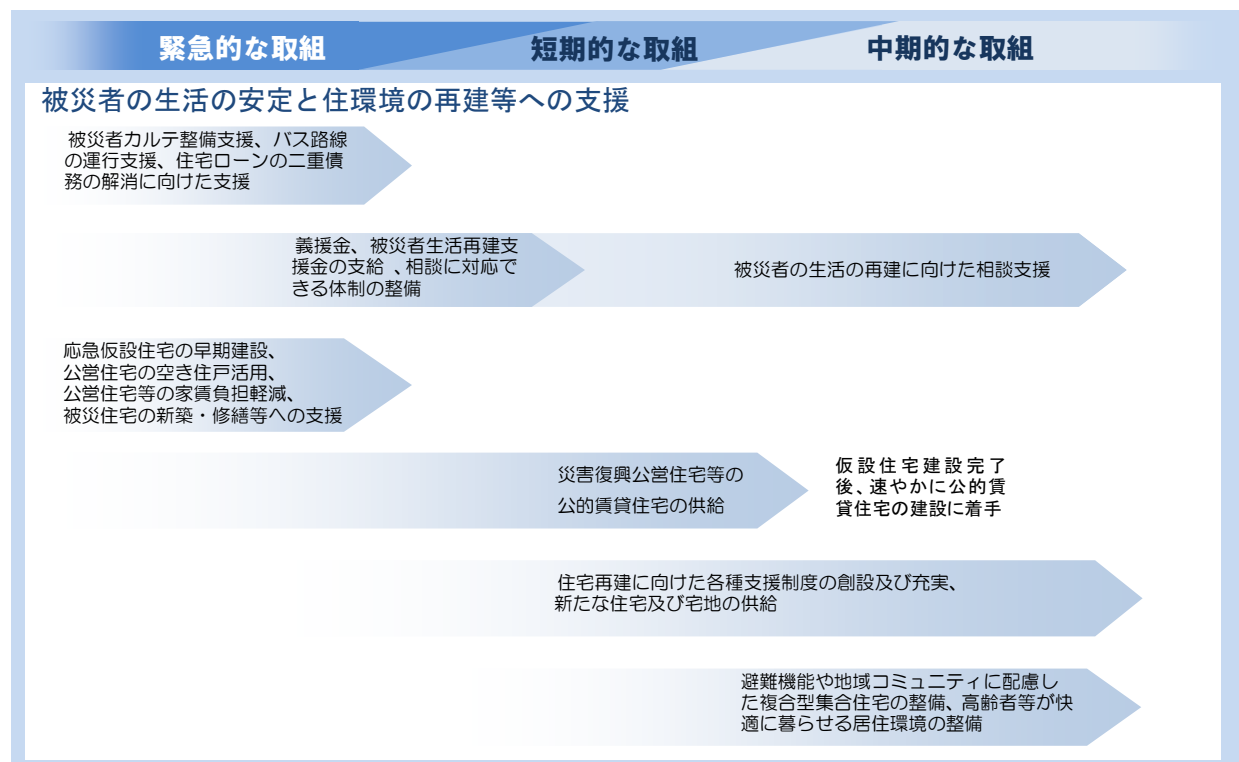
➤ 短期的な取組

- ・ 応急仮設住宅入居者等が、早期に安定した住生活を営めるよう、安全で良質な公的賃貸住宅の供給を推進
- ・ 住宅再建に向けた各種支援制度の創設及び充実
- ・ 被災者が安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進

➤ 中期的な取組

- ・ 被災者が安全に安心して暮らせる新たな住宅及び宅地の供給を推進（再掲）
- ・ 避難機能や地域コミュニティに配慮した複合型集合住宅の整備
- ・ 高齢者等が快適に暮らせる居住環境の整備

復興への歩み

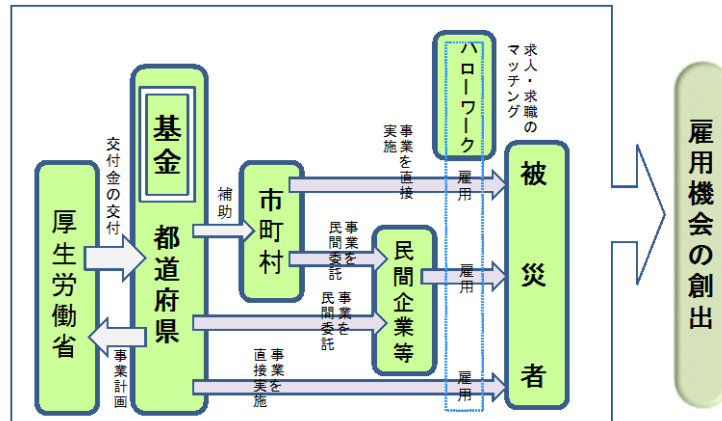


取組項目② 雇用維持・創出と就業支援

概要

深刻化する被災地域の雇用情勢に対応するため、雇用の維持と産業振興による雇用の創出を図るとともに、離職者等の雇用相談や再就職に向けた職業訓練等を実施

◆ 緊急雇用創出事業のスキーム



➤ 緊急的な取組

- ・ 雇用調整助成金や雇用保険等による労働者の雇用維持
- ・ 雇用対策基金を活用した離職者等の雇用創出
- ・ 復興需要等による一時的な雇用増大に向けた雇用のマッチング
- ・ 復興需要に対応した離職者等の再就職に向けた職業訓練等の拡充
- ・ ワンストップ形式の出張労働相談会等の開催によるきめ細かな生活・就労支援

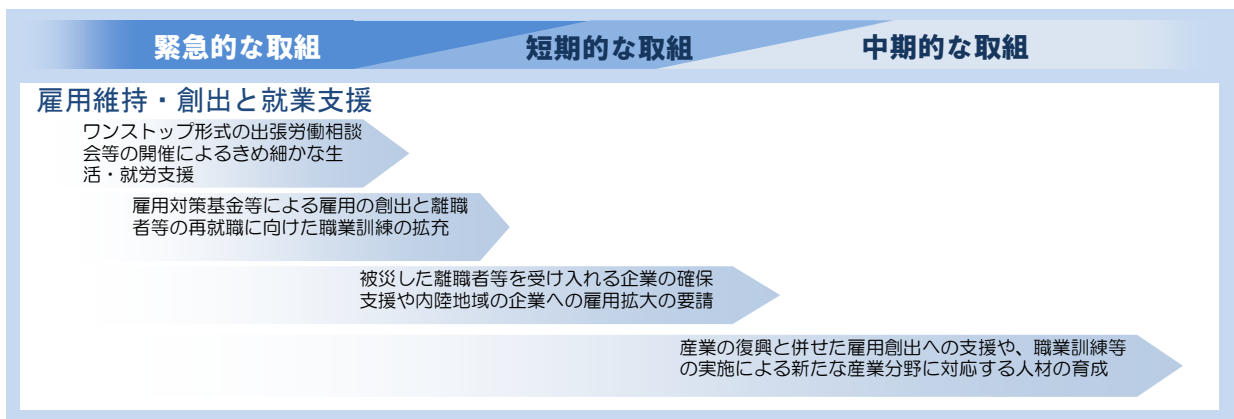
➤ 短期的な取組

- ・ 被災した離職者等を受け入れる企業の確保に向けた支援や、内陸地域の企業への雇用拡大の要請

➤ 中期的な取組

- ・ 産業の復興と併せた雇用創出への支援や、職業訓練等の実施による新たな産業分野に対応する人材の育成

復興への歩み



「暮らし」の再建

II 保健・医療・福祉

■ 基本的考え方

被災者の心身の健康を守るため、被災した医療機関や社会福祉施設等について早期に機能の回復を図るとともに、きめ細やかな保健活動やこころのケア、保護を必要とする子どもの養育支援などを実施する。

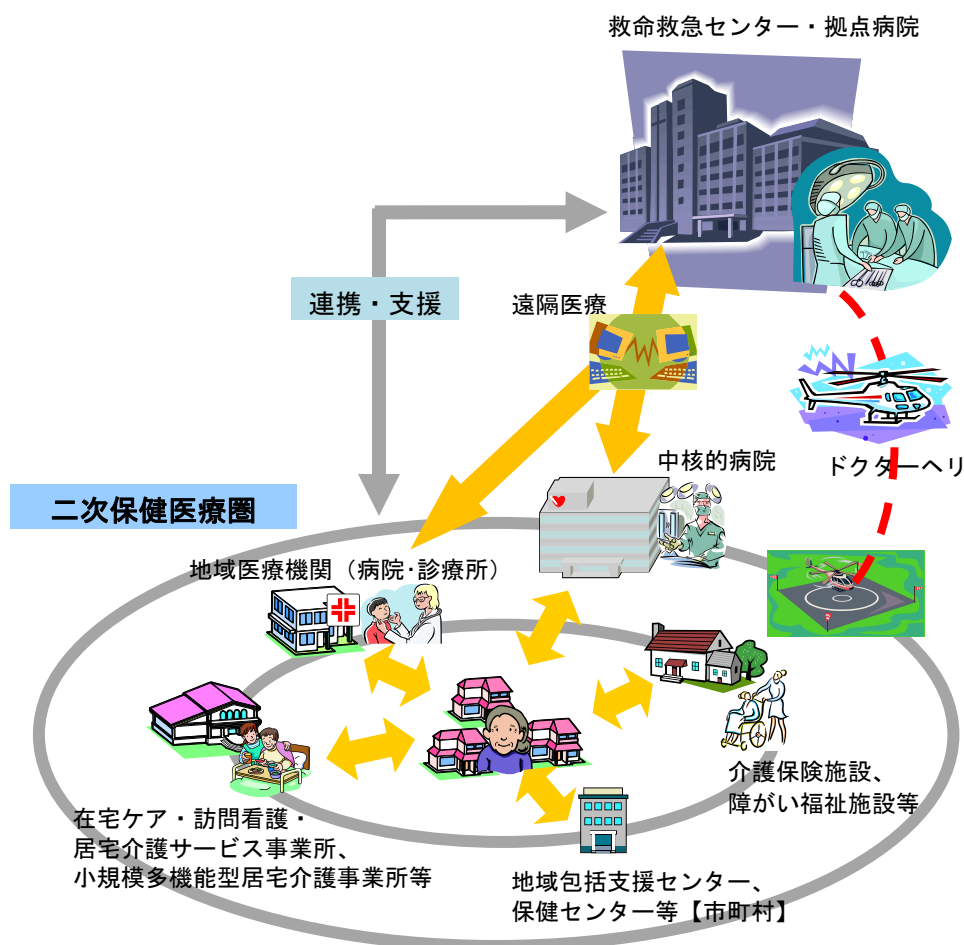
また、新たなまちづくりにおいて質の高い保健・医療・福祉サービスを継続的に提供する保健・医療・福祉提供体制を再構築する。

取組項目① 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

概要

被災者の心身の健康を守るため、被災した病院や診療所等の医療提供施設及び高齢者・障がい者（児）福祉施設、保育所等の機能の回復を図るとともに、新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備

◆ 保健・医療・福祉提供体制の整備（イメージ図）



➤ 緊急的な取組

- ・ 病院や診療所等の医療提供施設及び高齢者・障がい者（児）福祉施設、保育所等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営体制を支援

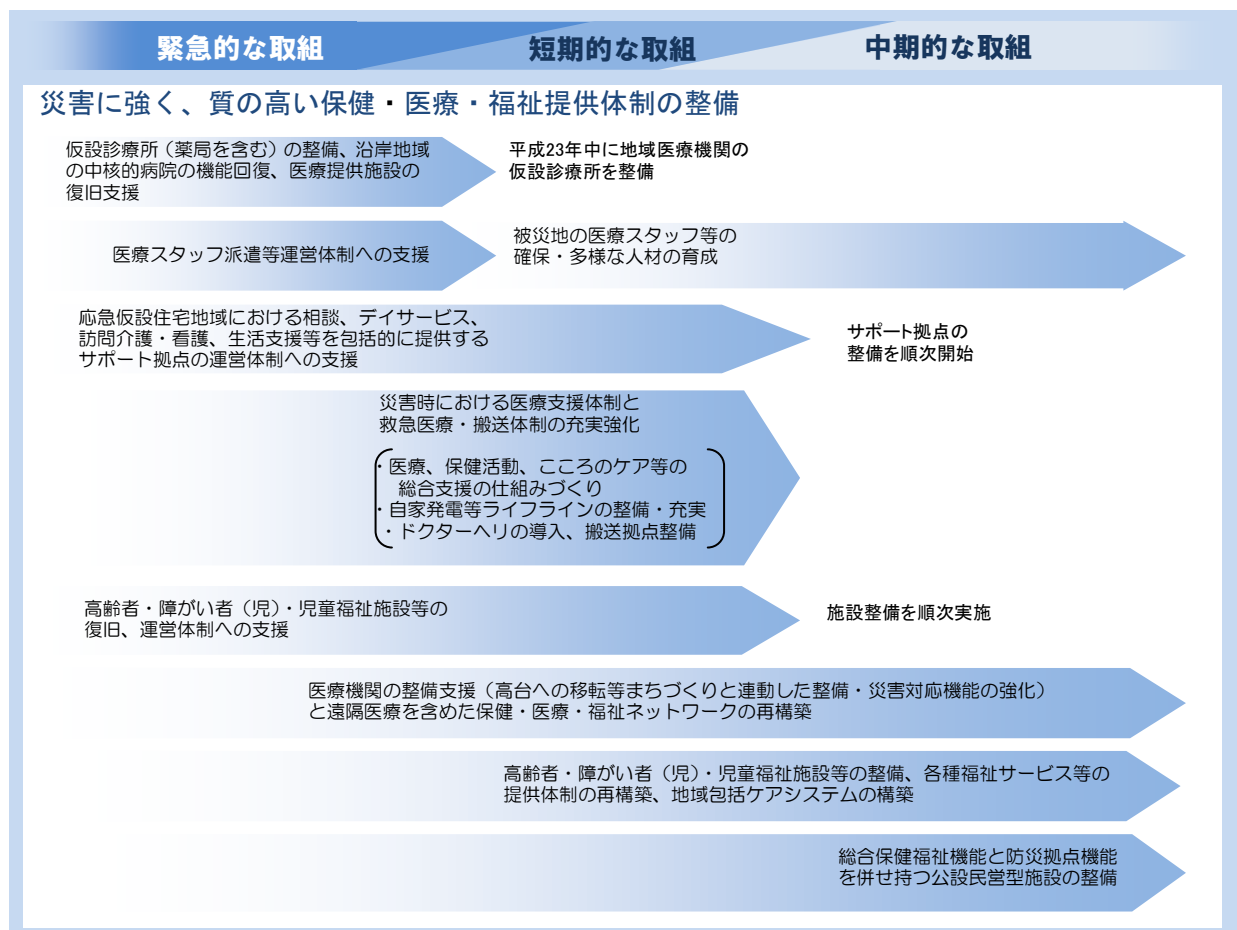
➤ 短期的な取組

- ・ 災害時の医療救護体制の充実や医療機関のライフラインの確保を推進
- ・ 被災地における医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士及び介護職員等の保健・医療・福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成

➤ 中期的な取組

- ・ 新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健・医療・福祉施設を整備
- ・ 地域の保健・医療・福祉の関係機関の機能を最大限に発揮する「遠隔医療」の導入等によるネットワークの再構築
- ・ 高齢者等の要援護者が地域で安心して生活できる保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築
- ・ 大規模な災害の発生に備え、市町村保健センターや介護保険・障がい福祉施設に防災機能を付加するとともに、総合保健福祉機能と防災拠点機能を併せ持つ公設民営型複合施設を整備

復興への歩み



取組項目② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

概要

きめ細かな保健活動とこころのケア活動を推進するとともに、保護を必要とする子どもたちの養育を支援

➤ 緊急的な取組

- 被災者の状況に応じたきめ細かな保健指導や栄養指導、口腔ケア活動等の取組支援や「こころのケアチーム」による住民等へのこころのケアの実施
- 保育所職員等支援者に対する研修の実施や遊び場の提供等により、被災した子どもの不安解消や情緒の安定化を図るとともに、被災孤児の適切な養育環境を確保

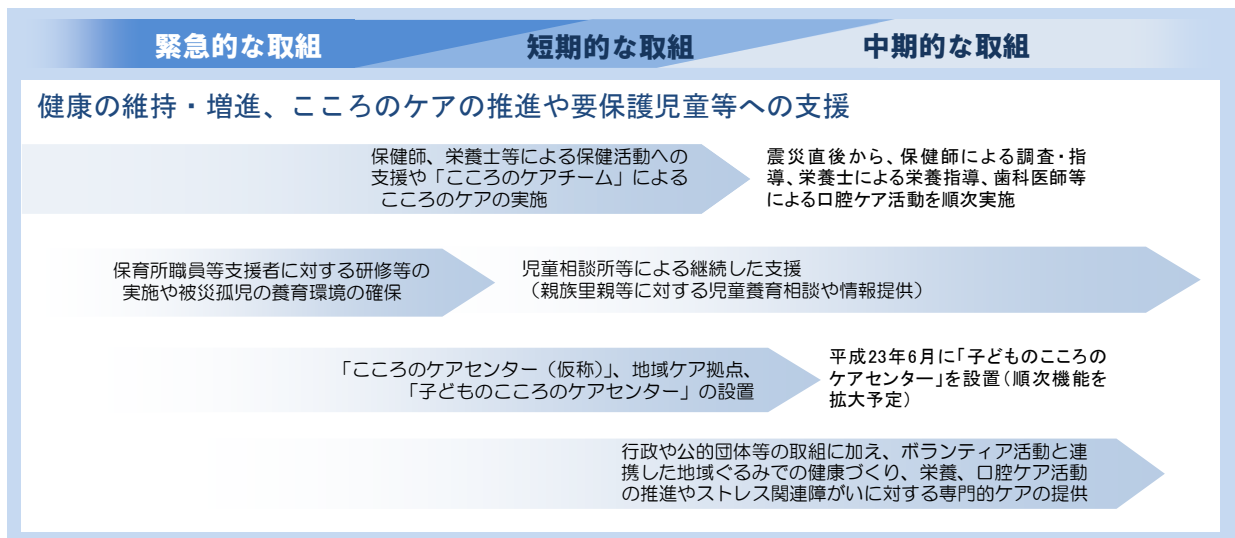
➤ 短期的な取組

- 「こころのケアセンター（仮称）」等の設置や精神医療体制の強化により被災者に対するきめ細かなこころのケアを実施
- 「子どものこころのケアセンター」を設置し、被災した子どもに対するこころのケアや支援者への技術的支援を実施
- 被災孤児・遺児の成長に伴う養育ニーズの変化に対応した、児童相談所等による継続した支援を実施

➤ 中期的な取組

- 行政や公的団体等の取組に加え、地域のボランティア等多様な主体の参画による地域ぐるみでの健康づくり、栄養、口腔ケア活動を推進
- 精神保健医療福祉体制の充実を図り、精神的問題を抱える被災者等への専門的ケアを継続的に実施
- 長期にわたり子どものこころのケアを推進するため、被災児童に対する学校教育と連携した継続的な支援体制を整備
- ひとり親家庭等の生活の安定に向けた自立支援

復興への歩み



「暮らし」の再建

III 教育・文化

■ 基本的考え方

学校、家庭、地域が協働して子どもたちの心のサポートを行うとともに、東日本大震災津波体験を踏まえた防災教育や復興に対する自己の在り方などを総合的に学ぶ全県的な教育プログラムを進めることにより、子どもたち一人ひとりの学びの場の復興を図る。

また、生きる活力を生み出し、地域の誇りや愛着を深めるため、文化芸術活動の振興や伝統文化等の保存・継承を支援する。

取組項目① きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

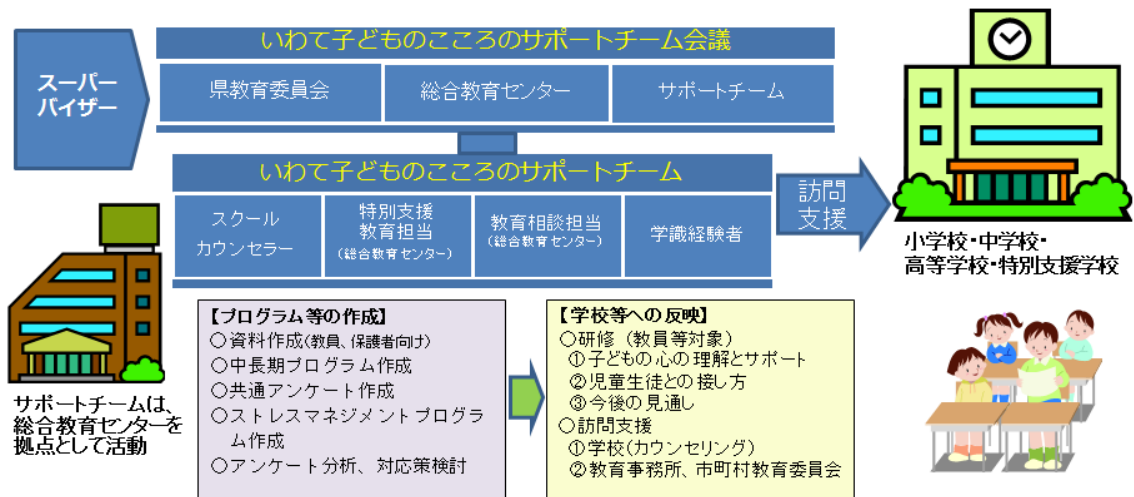
概要

学校教育の早期正常化のため、被災等によって心にダメージを受けた児童生徒へのきめ細かな対応や心のサポートのための体制強化を推進するとともに、児童生徒が安心して就学できる教育環境の整備を推進

また、大震災津波の体験を踏まえ、災害の知識や身の守り方、自己の在り方、復興における自分自身の役割、地域との関わり方、郷土の将来像の創造等、様々な要素を組み入れた「いわての復興教育」プログラムを構築

◆ 児童生徒への心のサポート体制の充実

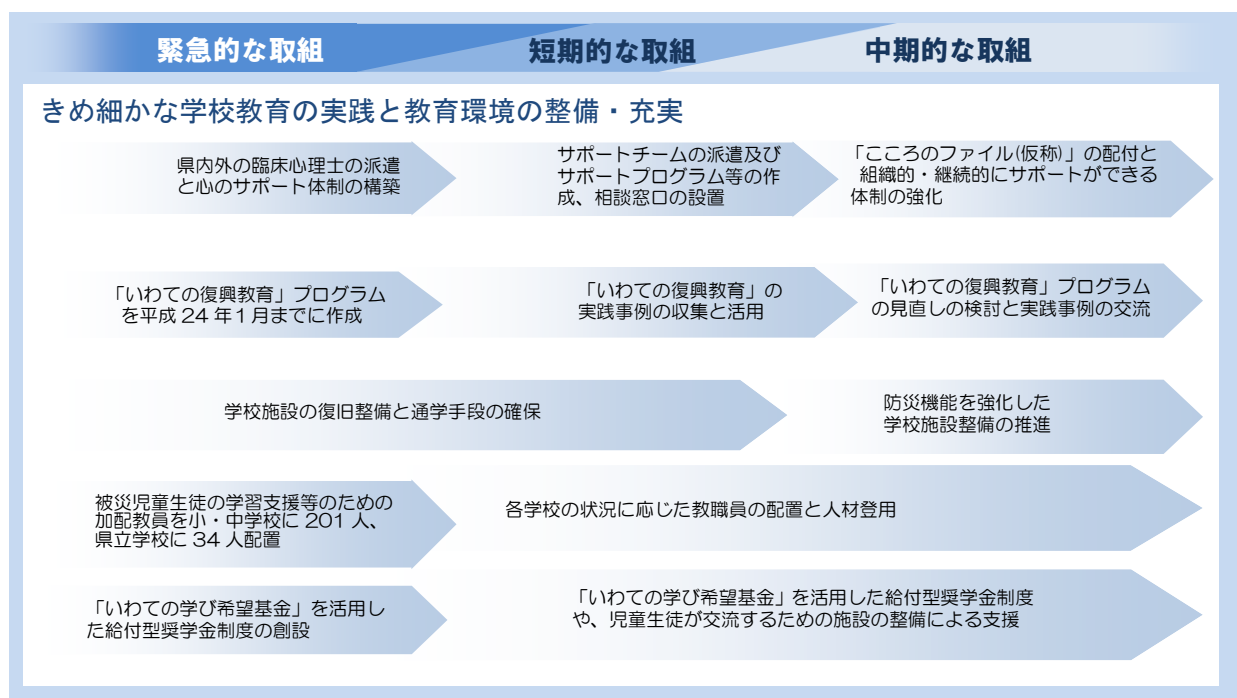
いわて子どもこころのサポート



- 目的
 今回の大震災津波により、心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートのため、臨床心理士等で構成する「いわて子どもこころのサポートチーム」を結成し、組織的・継続的に支援を行う。
- 県教育委員会の取組
 県内の公立学校を対象に、同じ資料、様式を使用し、中長期にわたり「心のサポート」を実施する。
 ・研修、訪問支援、緊急支援派遣の実施
 ・中長期の「こころのサポート」プログラム等の作成
 ・教員等向け資料作成及び「こころのファイル(仮称)」の作成

- **緊急的な取組**
 - ・ 県内外の臨床心理士の被災校への派遣による児童生徒の適切な心のサポート
 - ・ 「いわての復興教育」プログラムの作成及び各学校への導入と実践
 - ・ 児童生徒が安心して就学するための学校施設の復旧整備と通学手段の確保
 - ・ 被災児童生徒の学習支援等きめ細かな対応のための加配教員の配置
 - ・ 大震災津波により親を失った児童生徒等の支援のための「いわての学び希望基金」を活用した給付型奨学金制度の創設
- **短期的な取組**
 - ・ 「いわて子どものこころのサポートチーム」の県内公立学校への派遣や、「こころのサポート」プログラム等の作成と県内臨床心理士による相談窓口の設置による個に応じた対応を関係機関と連携しながら実施
 - ・ 「いわての復興教育」の実践事例の収集と活用
- **中期的な取組**
 - ・ 児童生徒の心の相談経過を記録できる「こころのファイル（仮称）」を学校に配付し、作成ファイルに関係者で共有するなど、中長期にわたる児童生徒の心のサポートを推進
 - ・ 「いわての復興教育」プログラムの見直しの検討と各学校における実践事例の交流
 - ・ 災害等の発生時に応急避難場所としての機能を果たすことができる防災機能を兼ね備えた学校施設整備の推進
 - ・ 被災児童生徒が在籍する各学校の状況に応じた教職員の配置と人材登用
 - ・ 「いわての学び希望基金」を活用した給付型奨学金制度や、児童生徒が交流するための施設等の整備による継続的な支援

復興への歩み



取組項目② 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承

概要

文化芸術活動の早期復興を図るため、文化芸術施設等の機能回復を支援するとともに、被災地域の伝統的な文化芸術や文化財の保存と継承、活用を支援

➤ 緊急的な取組

- 文化財レスキュー等による被災地域の歴史資料や文化財等の修復と保存

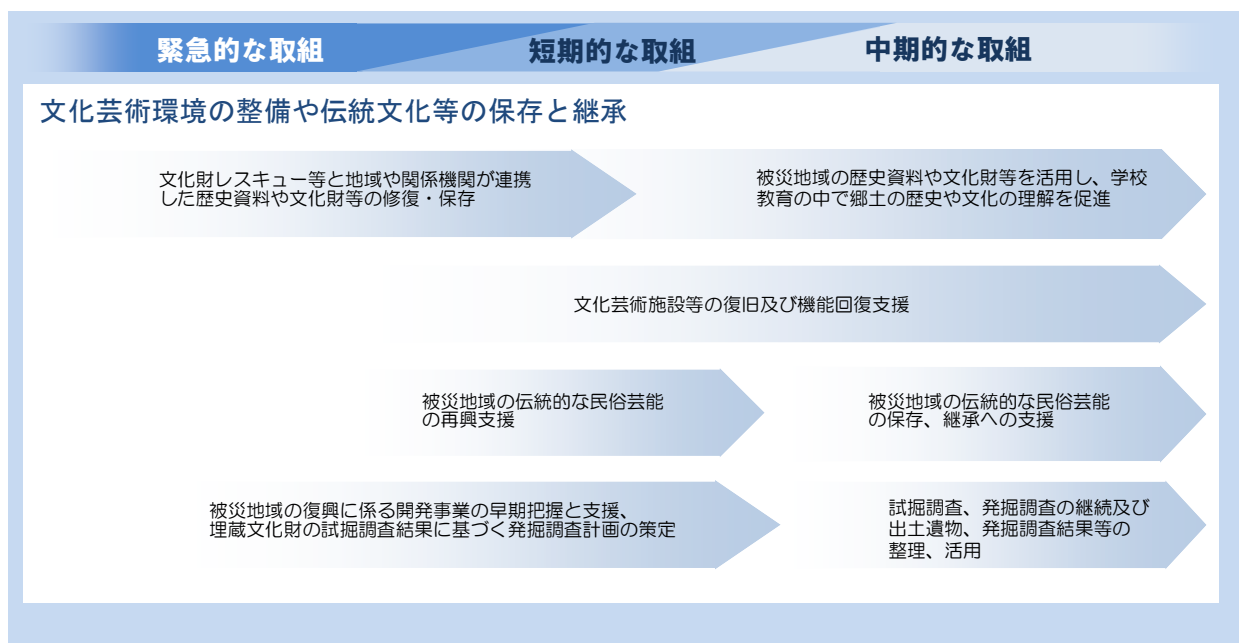
➤ 短期的な取組

- 地域の文化芸術の拠点となる文化芸術施設等の復旧及び機能回復への支援
- 文化芸術の鑑賞機会や交流の場の提供による被災者等の支援
- 被災地域の中で守り育まれてきた伝統的な民俗芸能の再興支援
- 地域における文化芸術活動への支援
- 被災地域の復興に係る開発事業との調整、埋蔵文化財調査体制の確立・調査の推進

➤ 中期的な取組

- 文化芸術施設等整備の支援
- 被災地域の歴史資料、文化財等を学校教育の中で活用し、郷土の歴史や文化の理解を促進
- 被災地域の伝統的な民俗芸能の公演機会の確保や、学校と連携した民俗芸能の継承者の育成等による保存、継承への支援
- 埋蔵文化財調査の継続と出土した資料の整理及び活用

復興への歩み



「暮らし」の再建

IV 地域コミュニティ

■ 基本的考え方

従前の住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力が更に強まるよう、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動の環境を整える。

さらに、全ての人々が安心して地域で生活できるよう、高齢者や障がい者を住民相互で支え合う等の「福祉のまちづくり」の観点も取り入れながら、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援する。

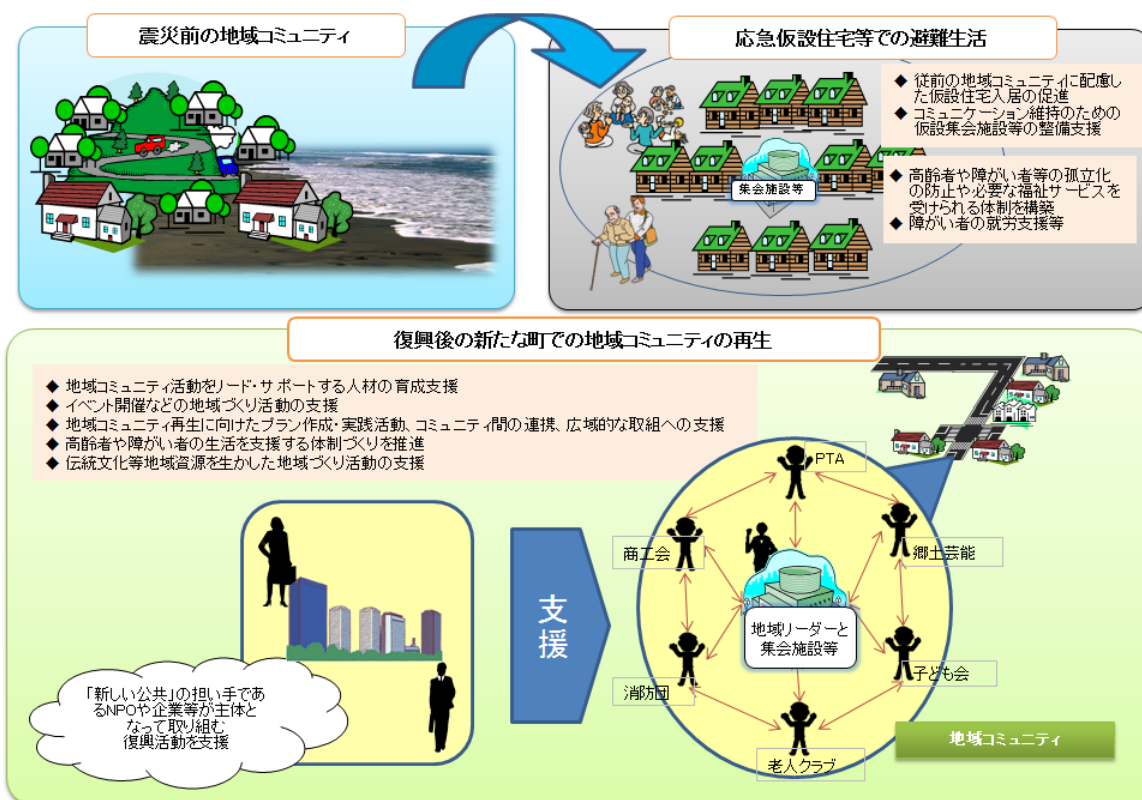
また、被災地域等の住民、NPO、企業など「新しい公共」の担い手が主役となって市町村と協働して進める復興のまちづくりを支援する。

取組項目① 地域コミュニティの再生・活性化

概要

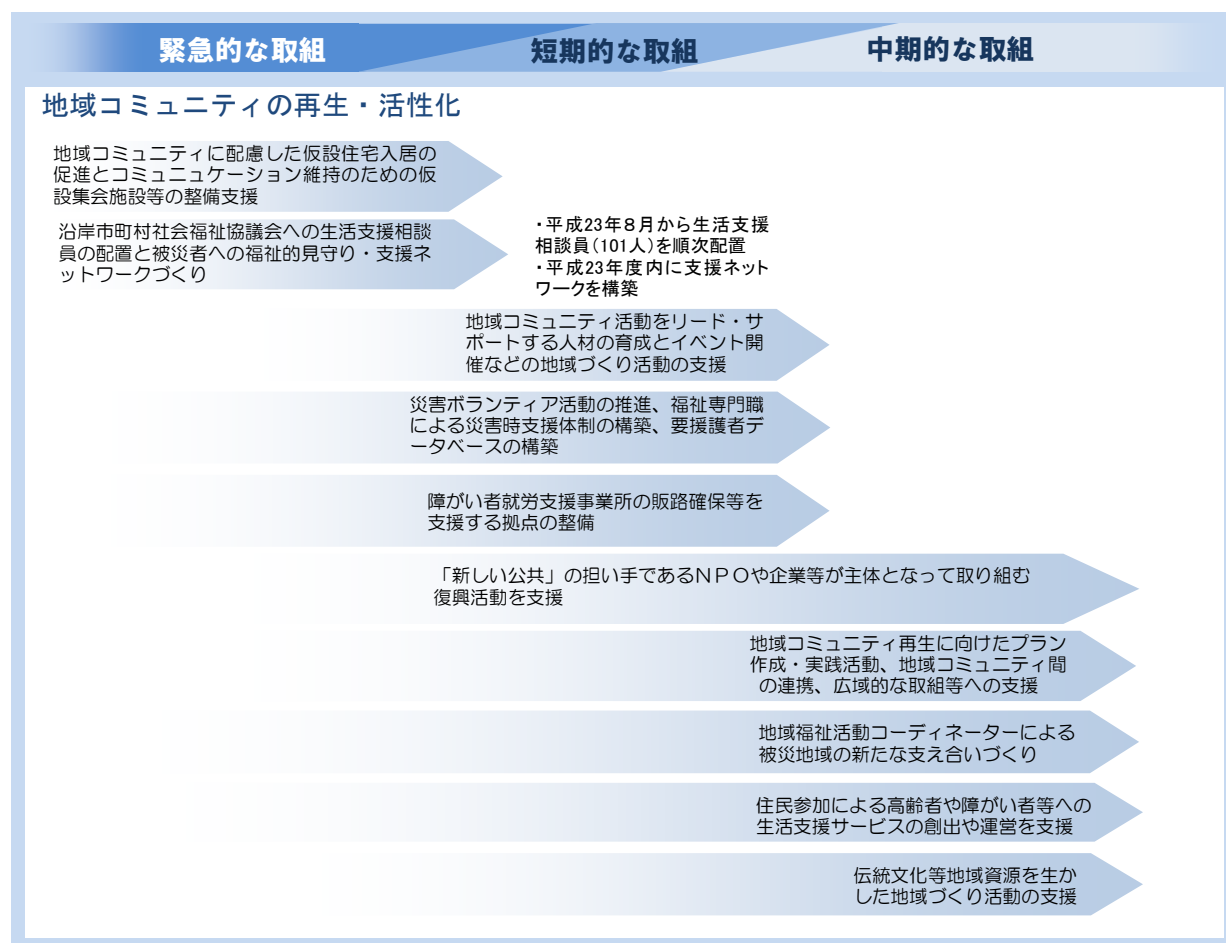
被災地域の自立的復興を促進するための地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組の支援や、福祉コミュニティを確立するための体制づくり、地域の結束力の強化に向けた郷土芸能や文化活動を支援

◆ 地域コミュニティの再生・活性化策



- **緊急的な取組**
 - ・ 地域コミュニティに配慮した仮設住宅入居の促進とコミュニケーション維持のための仮設集会施設等の整備支援
 - ・ 応急仮設住宅等における高齢者や障がい者等の孤立化の防止や必要な福祉サービスを受けられる体制を構築
- **短期的な取組**
 - ・ 地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成とイベント開催などの地域づくり活動の支援
 - ・ 「新しい公共」の担い手であるNPOや企業等が主体となって取り組む復興活動を支援
 - ・ 伝統文化等地域資源を活かした地域づくり活動の支援
 - ・ 高齢者や障がい者等の要援護者に対する災害時支援体制づくりの推進
 - ・ 障がい者が地域で生活できる環境づくりを支援するため、障がい者の就労を支援
- **中期的な取組**
 - ・ 地域コミュニティ再生に向けたプラン作成・実践活動、コミュニティ間の連携、広域的な取組等への支援
 - ・ 被災地域の全ての住民が安心して生活できるようにするため、住民等の主体的な参画により地域全体で高齢者や障がい者等の要援護者の生活を支援する体制づくりを推進

復興への歩み



「暮らし」の再建

V 市町村行政機能

■ 基本的考え方

地域住民の安全・安心の確保のため、被災により住民に対する行政サービスの提供に支障が生じている市町村の行政機能の早期復旧を支援し、市町村が地域住民とともに新しいまちづくりのランドデザイン（全体構想）を描ける環境を整える。

取組項目① 行政機能の回復

概 要

被災市町村が早急に十分な行政サービスを提供することが可能となるよう、行政機能の回復のために、人的支援や技術的助言などを実施

➤ 緊急的な取組

- ・ 県内外の自治体や県からの職員の派遣による人的支援と公的機関の機能等の早期復旧に向けた支援

➤ 短期的な取組

- ・ 復興計画等の策定や復興事業の実施等を行う市町村への技術的な助言

➤ 中期的な取組

- ・ 被災市町村が地方自治法に定める機関等の共同設置や事務の委託など、市町村間の連携を必要とする場合の助言・支援

復興への歩み

